

【憲法 31 条】

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

【憲法 38 条】

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

②強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

連載第2回では、憲法の基本原則に国民主権と人権尊重があることを紹介しましたね。このことは憲法31条にも表れています。

その反省から、何が犯罪で、どのような手続で刑罰を科されることになるのか、あらかじめ決めておくことにしました。決めるのは私たち、国民です。議会で話し合い、法律にするのです。自分たちの自由の範囲を、自分たちで民主的に決める。それが適正手続の保障なのです。

〈はしもと たいち〉
あなたのみかた法律事務所・弁護士 (大阪弁護士会)。大学生のときに取調べの実態を知り、弁護士を志す。2013年から弁護士として活動。まだまだ若手。1年目から取調べへの弁護人立会いを求め警察と闘っている。
話すのが好きで、プレゼンテーション技術を磨いている。YouTubeに講演の動画あり。

今こそ読もう・知ろう! 憲法!



第12回

私たちの自由は私たちが決める

明日の自由を守る若手弁護士の会

橋本 太地

1 適正手続と自由と民主主義

憲法31条は、法律の手続によらなければ生命や自由を奪われず、刑罰を科されることはいと定めています。この手続は適正でなければならぬとされています。適正手続を保障しているのです。何故でしょうか。犯罪と刑罰は、権力によって濫用されやすいのです。時の権力者にとって都合の悪い者を犯罪者とみなし、刑務所に入れてしまふ。国民には、何をすれば犯罪とみなされるのかも事前に知らされませんでした。これでは、自由に物を言うこともできません。フランス革命がバスターン・フランスに政治犯が入れられていたからと言われています。

2 特殊な日本国憲法と歴史

ところで、日本国憲法の「第3章 国民の権利及び義務」の条文の数は、第10条から第40条まで、31あります。そのうちの刑事手続に関する条文の数は、10もありま

3 今こそ歴史に学ぶべきとき

しかし、日本の刑事手続が戦前から大きく変わったかと言えば、答えはノーと言わざるを得ません。取調べによって得た自白を重視する傾向は今なお存在しています。死刑判決後に自白が違法な

取調べによって得たものであることがわかり無罪となった事件が4件もあった後ですら、取調べの様子を録画する義務はごく一部でしか認められず、弁護人の立会いはまったく認められていません。警察権力は強くなる上、2017年には犯罪の計画と準備だけで処罰が可能となる共謀罪が創設され、治安維持法のように濫用されないか心配です。日本国憲法を活かし、私たちの自由を私たちが決めるために、今こそ歴史に学ぶべきときなのです。【今回は6月15日号】

国立文楽劇場

夏休み文楽特別公演
チケット斡旋のご案内

日時: 7月16日(土)~8月4日(木)
※7月25日(月)は休演。7月28日(金)第1部は貸切公演
※演目入替なし ※全公演「字幕表示」あり
会場: 国立文楽劇場 (大阪府中央区日本橋1-12-10)
締切: 6月15日(水)まで
申込先: 日時・希望の部【1部・2部・3部】、希望枚数【大人・子ども(※第1部のみ)】、チケット発送先【診療所またはご自宅】を☎06(6568)2389で女性医師・歯科医師の会担当(上中/小林)までご連絡下さい

- ◇第1部【親子劇場】午前11時開演 12時45分終演
『鈴の音』/解説 文楽ってなあに?/『瓜子姫とあまんじゃく』
◇第2部【名作劇場】午後1時30分開演 5時終演
『心中天網島(しんじゅうてんのあみじま)』北新地河庄の段/天満紙屋内の段/大和屋の段/道行名残の橋づくし
◇第3部【サマーレイトショー】午後5時30分開演 8時10分終演
『花上野誉碑(はなうえのほまれのいしぶみ)』/『紅葉狩(もみじがり)』

【団体特別割引】
<第1部> 4,000円 (第1部のみ18歳以下は1,900円)、
<第2部> 4,800円、<第3部> 4,240円
※チケット発券以降のキャンセルはできません
※学生割引の取扱いはございません
※第1部の親子割引の取扱いはございません。